

# ヘルパーセンターしろもと 運営規程

## (事業の目的)

第1条 (有)介護支援サービスしろもとが開設するヘルパーセンターしろもと(以下「事業所」という。)が行う日常生活支援総合事業サービス事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、事業対象者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

## (日常生活支援総合事業サービス事業の運営の方針)

第2条 日常生活支援総合事業サービス事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 日常生活支援総合事業サービス事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握(モニタリング)をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

3 日常生活支援総合事業サービス事業の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ヘルパーセンターしろもと
- ② 所在地 愛媛県上浮穴郡久万高原町上野尻甲623-2

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤(名)	非常勤(名)	備考
管理者	一	1		サービス提供責任者及び訪問介護員と兼務
サービス提供責任者	介護福祉士	1		うち1名管理者と兼務
訪問介護員等	介護福祉士	2	4	
	ヘルパー2級		2	

### (1) 管理者

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

### (2) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・訪問介護計画書の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関するここと。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

### (3) 訪問介護員等

訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 日曜日から土曜日までとする。

- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。  
(利用者より要望のあった場合、上記以外も対応する。)
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 日常生活支援総合事業サービス事業の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、久万高原町が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その決められた額とする。

- ① 訪問型独自サービスIV … 1週に1回程度
- ② 訪問型独自サービスV … 1週に2回程度
- ③ 訪問型独自サービスVI … 1週に2回を超えた場合

2 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発防止をするため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について訪問介護員に周知を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 虐待防止に関する担当者の設置

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、久万高原町の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 繙続研修 年2回

2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施する。

3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、（有）介護支援サービスしろもとと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成30年 4月 1日から施行する  
この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する  
この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する  
この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する  
この規程は、令和 7年1月 1日から施行する